

# 脱 退 届

労働組合中央執行委員長殿

年 月 日

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

平成 15 年 (2003 年) 7 月 8 日 (火曜日)

病代は崩の

労組の脱会に  
組合承認不要  
NTT労組訴訟  
仙台地裁判決

労働者が労働組合を脱会  
するに労組の承認が要る  
のかどうか争点になった  
訴訟で、仙台地裁の田村幸  
一裁判長は七日、「脱会は  
組合員の自由意思で、労組  
の承認は不要」と判断する  
判決を言い渡した。

原告はNTT東日本(東  
京)の従業員でNTT労組  
の元組合員の男性(52)宮  
城真菜館町。二〇〇一年  
八月に労組に脱会届を出し

気の原因の解明や、有効な  
薬の開発につなげることが  
できる」と話している。  
富田所長は「研究所は、  
メタボローム研究では世界

でもオンラインワンの存在。  
さらなる研究開発のため民  
間資金の導入が必要だっ  
た」と企業設立のメリット  
を強調している。

たものの、〇二年三月に労  
組が承認するまで脱会が認  
められず、精神的苦痛を受  
けたとして、労組に百万円  
の慰謝料の支払いなどを求  
めた。

判決は「脱会には労組の  
承認が必要と定めた組合規  
約は脱会の自由を不当に制  
限して無効。原告が脱退届  
を提出してから約七カ月  
た。

間、脱会を認めず、ほかの  
労組に加入する機会を制限  
した」として、三十万円を  
支払うよう労組に命じた。  
労組は訴訟で、「労組の  
団結に重大な支障が及ばな  
いよう、脱会希望者に意思  
を確認したり、脱会をさえ  
直すよう要請したりする機  
会は必要だ」と反論してい  
た。

5年  
ル像は、購入歴十年以上

購入履歴はニシヤンのた

一  
そ

園つん  
公づせ

拉致から25年  
七夕のつれ  
地村サレシ

子ども  
たち  
に  
思  
い  
届  
け  
る

東労組 脱退

検 索



よ～く考えよ～♪

お金は大事だよ～♪

# 至急回覧

今すぐ検索 !!

A screenshot of the Google Japan search page. The Google logo is centered at the top, with the Japanese characters '日本' (Japan) below it. Below the logo is a search input field containing the text '江戸川平井郵便局 ブラック企業'. At the bottom of the search area, there are two buttons: 'Google 検索' and 'I'm Feeling Lucky'.

Google 日本

江戸川平井郵便局 ブラック企業

Google 検索 I'm Feeling Lucky

# 契約社員のみで構成する組合を結成しよう！

この文章を手にとってください、有難うございます。1集3班の\*\*がこの度、契約社員のみで構成する組合を結成いたします。既存の組合では、既得権益を譲ってまで、我々契約社員の待遇向上を図る事はありませんでしたし、これからもそうです。

にも拘らず、今まで契約社員が団結して声を上げることはありませんでした。

我々には労働組合を作る権利があります。権利などというモノは、主張しなければ無いに等しい存在です。現在の待遇や格差への不満も、団結して声を挙げない限り、何も変わらない。

日本郵便においては、契約社員の方が正社員より人数が多いのですから、抜本的な改革も不可能ではありません。問題が有るのは、我々契約社員の事なかれ主義です。

問題に対して見てみぬふりや、あきらめを、組合に加入して終わらせましょう！

## ★注意事項★

勤続3年未満の方は組合加入を遠慮して頂きたいと思っています。自己責任の覚悟があるなら別ですが…

スト断行の攻撃的組合なので、相手も遠慮することなく攻撃してくる可能性があります。。。

3年はあくまで目安ですが、自腹で裁判で争う覚悟はありますか？

<http://okumura-office.com/page016.html>

契約の更新を繰り返し、通算の労働契約期間が長期に及ぶような場合は、事実上、期間の定めのない労働契約、つまり正社員と同様に、雇用が常用化していますから、期間の定めの意味は薄れていきます。このような場合には、労働者は当然に労働契約が反復更新されるものとの期待を抱くこととなりますし、社会的に見ても、会社が突然期間満了を理由に契約を打ち切るというのは、会社の都合が優先されすぎて、妥当性に疑問を生じることとなります。

そこで、このような状態の下での有期労働契約は、「あたかも期間の定めのない労働契約と実質的に異ならない状態で存在していた」として、その雇止めについては「解雇に関する法理を類推すべき」という判断が下されました（昭和49年7月22日 最高裁第一小法廷判決 東芝柳町工場事件）。

つまり、有期の労働契約の更新を繰り返し、通算の労働契約期間が長期に及び、実質的に期間の定めのない労働契約（正社員）と同様の状態で存在していた有期労働契約による労働者（契約社員）の契約更新を拒否し雇止めする場合には、解雇と同様に、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当とは認められない場合には、権利の濫用であり、雇止めは無効と判断されることとなります。

なお、通算の労働契約期間については、労働基準法で有期の労働契約の上限が3年とされていることから、3年がひとつの目安になるでしょう。

## Q&A

Q. 組合に入るメリットは？

A. 契約社員に絞って、労働条件の改善への運動に参加できます。労働協約は労使協定と違い、その組合員にしか影響されませんので、組合に入っていないければ、有利な労働協約の締結内容が反映されない恐れがあります。

Q.組合に入るデメリットは？

A.様々な嫌がらせや、不当労働行為を受ける可能性があります。その様な事があれば団結して、徹底抗議を行います。

Q.会費は？

A.年額1000円です。あまりお金を掛けない組合活動を行います。基本的には大会の会場レンタル費用と、印刷、郵送費くらいで済む予定です。

Q.ストライキって、めんどくさそう・・・

A.特定の場所に集まって行動する事は予定していません。

Q.12月31日と、1月1日にストライキを予定しているようですが、班長に申し訳なくって・・・

A.堂々とストライキを決行しましょう。日本郵便の正社員外務の給料水準は自衛隊並みです。陸上自衛隊普通科隊員の演習は、夜の7時から朝7時まで20kgの武器装具を付け40km行進した上で、すぐさま警戒用の塹壕を掘り、3夜4日の状況下に入ります。年賀状の午前配達も、朝の3時から正社員が配達すればいいのです。

Q.契約社員全員にこんな物配って大丈夫なの？結成前にチクられて潰されるかもよ？

A.年越しストライキを計画する攻撃的な組合を目指していますので、多少の圧力ごときでめげる様な人には、組合に参加する資格は無いと言えるでしょう。ストライキ行動が議決されても、班長等の説得によりスト破りをしかねません。スト破りは即除名ですが、組合員の士気と団結力を弱めます。

とはいえ、組合が結成されるまでは、この文章内容を正社員に直接話すことはもちろん、正社員がいる場所で話さない様お願いします。

Q.組合を辞めろってしつこく言われてツライ・・・

A.堂々と、屹然とした態度で臨みましょう。「その事については話たくありません。」この一言でOKです。目をそらしたり、卑屈な態度を示せば逆効果です。もし課長以上の幹部が脅してくるのなら、それは不当労働行為ですので、キチンとメモを取りましょう。

## 日本郵便契約社員組合の目標

・ **正社員と契約社員との著しい格差を是正する為、同一労働同一賃金の原則に基づいた賃金体系を要求する。**

まず一つ参考になるのが、広島電鉄のケースです。

広島電鉄、全契約社員を正規雇用 一部社員は賃下げ（3月26日 [asahi.com](#)）

広島市内などで路面電車や路線バスを運行している広島電鉄（本社・広島市、従業員約1200人）の労働組合「私鉄中国地方労働組合広島電鉄支部」は25日、契約社員を全員正社員化し、賃金も引き上げて正社員と一本化することで会社側と合意したと発表した。組合員の同意を得て09年度の早い時期からの実施を目指す。一部の正社員は賃下げになる。同社のような千人規模の企業でこうした取り組みは珍しく、雇用形態による労働条件の格差を解消するモデルケースとして注目されそうだ。

同支部によると、同社は01年以降、バス、電車の運転士や車掌の採用を、1年ごとに更新する契約社員に限っており、現在約150人が在籍している。月額賃金は運転士23万1千円、車掌19万6500円で、何年勤めても昇給はない。また、約1040人いる正社員のうち150人は、契約社員から正社員に登用された「正社員2」という雇用形態で、労働条件は契約社員と同じ。昇給のある正社員と比べると賃金は平均で月額5万円程度低かった。

新しい制度では、年功と能力を加味して昇給する賃金制度に一本化し、定年も5年延長して65歳とする。一方で、以前から正社員として勤務している300人弱のベテラン社員は賃金が月額5万～6万円下がるため、調整給を支給しながら10年間かけてゆるやかに減額する。定年延長で収入を得られる期間が長くなるため、労働条件の大幅な切り下げは避けられるという。

同支部は契約社員も労組員として正式加入しており、06年から契約社員の正社員化と賃金制度の統一を求めて会社側と交渉を始めた。しかし、給与の原資は限られ、賃金の一本化でベテラン正社員の賃金の下がるケースが出てくることから交渉は難航。今回、組合員の収入減が緩和されたことや、会社側も乗務員の勤労意欲が高まり、より安全な運行が確保できるメリットがあることから合意に至った。

佐古正明委員長は「（契約社員としてだけ採用する状況を）放置しておけば、ほとんどの乗務員が低い賃金水準になってしまう。統一によって賃金が下がる正社員の組合員からは厳しい意見も予想されるが、大局的にご理解をいただきたい」と話している。

全国のパス、鉄道など231労組が加盟する私鉄総連によると、私鉄業界で非正規社員を正社員にして賃金制度を統一するケースは珍しい。私鉄総連は、非正規社員を3年で正社員にすることを運動方針に掲げ、各労組に呼びかけてきた。藤井一也書記長は「契約社員が労組に入っていない会社が多い。各企業の経営体力の問題もあり、進んでいないのが現状だ」と話している。（福家司）

このケースでは、正社員に一本化する事で格差解消を成し遂げています。しかし、郵政グループ労組はもちろんの事、郵政ユニオンですら期待は出来ないでしょう。正社員の既得権益を打破する為には、我が勢力が多くなればなるほど良い。彼らの言っている「正社員登用の拡大」では、格差は無くならない。

よって、我々契約社員の目標は、正社員化であってはならない。

例えば、このような制度も考えられる。

同一労働同一賃金に基づいた賃金体系（一例）

職務名	雇用区分	転勤・転属	年収	一班あたりの人数
班長	正社員	有	400万～550万	1名
班長補佐 (班長候補)	正社員	有	300～450万	1～2名
配達員	契約社員→正社員Ⅱ	無	270～400万	5～10名

※契約社員の時給1200円、ボーナスヶ月を最低年収とした。

※5年以内に、最低から最高までの4分の3。10年以内に最高額の年収へ上昇。「配達員」の場合なら、勤続5年で367.5万円。

格差不満の根本は、ヒラの中高齢正社員が持つ職能給（年功給）。職務給を基本とした制度になれば、正社員化にこだわる理由は存在しなくなる。経営者側から見ても、職務給であれば契約社員の正社員化をためらう理由は存在しなくなる。

既存組合が、中高齢正社員の持つ既得権益の維持を図り、経営側はこれに対抗出来ない為、契約社員のスキルダウン、営業ノルマ増大、超過勤務削減によるゆとりのない勤務を命じざるおえない事態になっている。

今こそ我々が団結して、中高齢正社員の既得権益を打ち壊そう！

・裁量権の濫用によるスキル認定をさせない為、以下の条件を要求する。

スキル認定に対する要求

	C習熟有	B習熟無	B習熟有	A習熟無	A習熟有
勤続年数	半年以内	1年以内	2年以内	3年半以内	5年以内

※初めての雇用契約の、半年未満の契約を終えてからの勤続年数。

支店長には広い裁量権がある。勤続4年からA習熟有の者がいると同時に、勤続5年でB習熟有から無に下げられた者がいる。しかし裁判で訴えても、スキルダウンならともかく、格差を理由にスキルアップを要求しても勝つのは難しいようである。これは弁護士に相談した上で得た情報である。

率直に言って、我々の仕事は単純な作業である。能力の差は当然あるにせよ、同じ勤続年数で年収が100万前後も違うのは、どう考えても異常である。

これに対抗するのは、組合による団体交渉と、それによる労働協約しかないと思われる。

支店長の裁量の余地を入れながら、裁量権の濫用を防ぐ為の要求を、団体交渉を経て獲得しよう！

・裁量権の濫用によるスキルダウン撤回を要求する。

期間満了予告通知書の賃金に不服がある場合、苦情相談制度がある。しかし、その制度を利用した不服申立の回答は、10月を過ぎてからである。一方的な不利益変更は違法であり、断固として戦わねばならない。

## 行動予定

- 1 1月上旬 集配課の契約社員（外務、通集配／混合 I）に、この文章を配布
- 1 1月中旬 アンケート、組合参加申込書回収。  
アンケート集計と集計結果の配布（アンケート参加者のみ）
- 1 1月下旬 組合結成大会、団体交渉内容の決定と交渉
- 1 2月中旬 団体交渉の結果報告、ストライキに関する臨時大会
- 1 2月31日～ ストライキ決行（団体交渉決裂の場合）  
1月1日
- 1月以降 ウェブサイト制作。全国に組合員を募集し、支部を作る。

### ★注意事項★

繰り返しになりますが、組合結成前に情報を正社員に漏らしてはなりません。  
この文章を受け取って以降、\*\*に相談したい場合は、慎重にお願いします。  
電話やスカイプでも相談に応じます。

☎090—\*\*\*\*—\*\*\*\*

スカイプネーム \*\*\*\*\*\_\*\*\*\*\*

なお、事前にバレてしまった場合でも、堂々と会社内で話すのはご遠慮ください。  
無用な刺激を与えるだけです。

# アンケートにご協力下さい。

・アンケートに協力してくださった方は、組合加入の有無に関わらず、集計データを配布いたします。

(各班ごとの個人データを集計します。その際に、各班ごとの未提出人数も記載します。)

・1集3班\*\*に直接渡すか、\*\*のレターケースに入れてください。

・回答期限は、**11月11日**までとします。

※記録が無い場合はアバウトで結構です。(だいたい2～3年前とか)

## アンケート記入例

所属・・・1集3班                      勤続年数・・・5年2ヶ月(平成18年8月～)

現在のスキル・・・B無              スキルダウンの有無・・・有

いつスキルダウンの評価を受けたか・・・平成23年10月

スキルダウン前の評価、もしくはスキルダウンが無かった人の現在の評価はいつ受けたか…B有平成20年10月～

月給制契約社員は、勤続何年目でスキルA有になりましたか？・・・

アンケートや組合に対する意見

「あっさりとA有になってたら、こんな面倒な事せず済んだのに……。下げやがったな……。そっちがその気なら、こっちだってやってやるさ！組合作って、ストライキや！スキルダウンした人を説得して、4月には集団訴訟や！」

とまあこんな感じで、忌憚りの無い意見をくださると助かります。

所属・・・    勤続年数・・・

現在のスキル・・・                                      スキルダウンの有無・・・

いつスキルダウンの評価を受けたか・・・

スキルダウン前の評価、もしくはスキルダウンが無かった人の現在の評価はいつ受けたか・・・

月給制契約社員は、勤続何年目でスキルA有になりましたか？・・・

アンケートや組合に対する意見・・・

# 組合加入申込書

私は、日本郵便契約社員組合に定められた規約を遵守し、その義務を果たす事をここに誓います。

平成 年 月 日

氏名

印

※11月11日までに提出をお願いします。

所属・氏名・・・

住所・・・〒

電話番号

メールアドレス (PC)

メールアドレス (携帯)

組合に加入する理由

# 日本郵便契約社員組合規約（案）

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本組合は、日本郵便契約社員組合という。

### 第2条（所在地）

本組合の所在地を、〒\*\*\*-\*\*\*\* \*\*県\*\*市\*\*\*\*丁目\*\*-\*\*とする。

### 第3条（構成）

本組合は、郵便事業株式会社に勤務する契約社員であり、本組合の規約を承認し、所定の手続きを経て加入した者で構成する。

## 第2章 目的と活動

### 第4条（目的）

本組合は、組合員の団結により、組合員の労働条件の維持改善と、正社員との待遇格差の是正を目指す。これによる均等待遇の実現により、我が社の健全で長期的な発展に貢献する事を目的とする。

### 第5条（活動）

組合は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 組合員の労働条件の維持・改善に関すること
- 正社員との待遇格差の是正に関すること
- その他、組合の目的達成に必要なこと

### 第3章 組合員

#### 第6条（資格）

組合員になるには議長もしくは支部長の承認を必要とする。ただし、労働組合法第二条但書第1号に定める管理監督的地位にある労働者等は加入できない。

#### 第7条（資格喪失）

組合員は、次の各号のどれかに当てはまるとき、資格を失う。

1. 労働組合法第二条但書第1号に定める管理監督的地位にある労働者等に該当したとき
2. 退職したとき
3. 正当な理由無く組合費を3ヶ月以上滞納した時
4. 組合を除名されたとき
5. 組合を脱退したとき
6. 正社員になったとき

#### 第8条（脱退の手続き）

組合を脱退するときは、議長もしくは支部長に脱退届けを提出することで脱退は成り立つ。

#### 第9条（差別取扱いの禁止）

何人も、いかなる場合においても、国籍、年齢、性別、人種、職種、思想、信条、宗教、門地または身分によって組合員たる資格を奪われることはない。

#### 第10条（組合員の権利）

組合員は次の権利を持っている。

1. この規約の規定に従って、選挙をする権利、選挙される権利
2. この規約の規定に従って、会議に出席して、発言する権利
3. 罰則処分に対する弁護の権利
4. 会計帳簿を閲覧する権利
5. 役員解任を求める権利

6. 組合の運営や役員活動の報告を求め、または批判する権利

#### 第11条（組合員の義務）

組合員は次の義務を負う。

1. この規約と、組合の決議した事項を尊重し、それにしたがう義務
2. 組合の機密を保持する義務
3. 会議に出席する義務
4. 組合費を納入する義務

### 第4章 役員

#### 第12条（役員）

各支部に1名の支部長と副支部長を置く。議長、副議長は所属する支部の支部長、副支部長を兼ねる。

#### 第13条（役割）

- ・議長は組合を代表し、組合業務の全責任を負う。
- ・副議長は議長の指示に従い議長を補佐し、議長が役員資格を喪失した場合には、新たな議長が選出されるまでの間、議長となる。
  
- ・支部長は支部を統括する。
- ・副支部長は支部長の指示に従い支部長を補佐し、支部長が役員資格を喪失した場合には、新たな支部長が選出されるまでの間、支部長となる。

#### 第14条（選出）

- ・議長は大会において、組合員の直接無記名投票で選出される。
- ・副議長は、議長の所属する支部の組合員から、直接無記名投票で選出される。
- ・支部長は、支部の組合員から、直接無記名投票で選出される。
- ・副支部長は、支部長の所属する支部の組合員から、直接無記名投票で選出される。

#### 第15条（任期）

役員任期は、定期大会から翌年の定期大会までの1年間とする。ただし、任期満了になっても、後任者に引き継ぎを完了するまでは、その職務の遂行について義務を負う。

## 第16条（辞任）

役員が辞任する場合は、大会の承認を必要とする。

## 第17条（資格喪失）

役員は任期中でも、次の場合はその資格を失う。

1. 組合員の資格を失ったとき
2. 辞任が認められたとき
3. 不信任が決議されたとき

## 第18条（欠員と補充）

役員に欠員が生じたときは、すぐに補充をしなければならない。補充した役員の任期は前任者の残存期間とする。

## 第5章 大会

### 第19条（大会）

大会は本組合の最高決議機関であり、組合員で構成される。

### 第20条（開催）

定期大会は年1回開催する。臨時大会は議長が必要と認めたとき、もしくは組合員の3分の1の要求があったとき開催される。

### 第21条（成立）

大会の決議は、大会に出席した組合員の過半数の同意で成立する。

### 第22条（ストライキ、規約改訂）

ストライキ、規約改訂の決議は、組合員の直接無記名投票の過半数で成立する。

### 第23条（支部大会）

支部長の判断により、支部長は支部規約に基づき支部大会を開くことができる。

## 第6章 会計

### 第24条（収入）

組合の活動経費は、次の収入で行う。

1. 組合費

2. 臨時組合費
3. 寄付金
4. その他の収入

#### 第25条（組合費）

組合費は年額1人1000円とする。

#### 第26条（支部長の権限と義務）

- ・組合費は各支部長が徴収し、組合活動に必要となる行為に使用する事ができる。
- ・各支部長は、年に1度は経理状況を組合員に報告しなければならない。

### 第7章 懲罰・不信任

#### 第26条（懲罰）

組合員は、次の各号のひとつに該当した場合、支部長はその組合員に対し、戒告や除名を行う。

1. 組合の規約または決議に違反したもの
2. 組合の統制秩序を乱したもの
3. 組合の名誉を毀損したもの
4. その他、組合員として不都合な行為をしたもの

#### 第27条（不信任）

各支部の組合員の過半数の要求により、各支部長は支部長としての資格を喪失する。

## 団体交渉（案）

郵便事業株式会社\*支店

\*\* \*\* 殿

日本郵政契約社員組合は、以下の件について労働協約を求める。

1. スキル認定は遅くとも、初めての雇用契約の、半年未満の契約を終えてからの勤続年数において、
  - ・ 5年以内にA習熟有
  - ・ 3年半以内にA習熟無
  - ・ 2年以内にB習熟有
  - ・ 1年以内にC習熟有にせよ。

2. 過去1年間にスキルダウンを受けた、すべての契約社員への謝罪と契約内容の変更と賠償をせよ。

なお、交渉の期限を12月17日までとする。

平成23年

月 日

日本郵便契約社員組合議長  
印

郵便局 POST 日本郵政グループ

# みちのく 麵合戦

食らか食われるか  
麵国時代の幕開け!

商品はお申込み後、1週間～10日程度でお届けいたします。  
※配達日指定の場合は、お申込み日翌日から10日以内(※18日以内)にて承ります。(一部商品を除きます。)  
お近くの郵便局(一部簡易郵便局を除きます。)でお申込みください。  
申込書は郵便局に備え付けの「カタログ販売申込書(一般用A)」をご利用ください。

インターネットでラクラクご注文!  
※一部商品はインターネットでお届けできない場合がございます。

検索サイトから  
郵便局 通販 検索  
パソコン 携帯共通URL  
http://www.shop.jp-network.japanpost.jp

お申込み期間 平成25年1月4日(金)～平成25年3月29日(金)  
インターネットでのお申込み期間 平成25年1月4日(金)～平成25年3月31日(日)

秘密法、地元で丁寧に説明を

1年生参院議員に  
首相がレクチャー

「皆さんが地元に戻って分かりやすく説明できるように」。安倍晋三首相は11日、夏の参院選で初当選した自民党議員を首相公邸に招き、特定秘密保護法についてレクチャーした。政府は近く説明資料をまとめ、ホームページへの掲載を予定。国民の不安の打ち消しに躍起だ。

出席者によると、首相は国の安全保障に関わる情報漏れを防ぐ同法の意義について、カレーライスを食べながら解説。出席者に対し、地元の支援者に丁寧に伝えるよう求めた。

食うか食われるか

労働者とJP労組の共存は有り得ない!

労働者は団結してカレーを食いながら下記のアドレスから用紙をダウンロード《右側部分を切り離さないで》記入して郵送する事を推進しよう!!

<http://higashirousodattai.g1.xrea.com/dattaitodoke.pdf>

宛先は↓

〒110-0015東京都台東区東上野5-2-2

日本郵政グループ労働組合中央執行委員長殿